

|        |                  |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(平成35年3月31日まで) |
| 有効期間   | 一種(平成35年3月31日まで) |

警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察本部長

警察庁丁保発第49号  
平成30年3月28日  
警察庁生活安全局保安課長

(参考送付先)

警察大学校生活安全教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長  
各 方 面 本 部 長

猟銃等の所持許可に係る更新申請の失念による失効防止のための注意喚起について(通達)

猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)の所持許可の更新申請を失念することによる失効防止のため、これまでも一斉検査の際に次の一斉検査までの1年間に更新申請時期を迎える者に対し、その時期が近いことを注意喚起するなどの働き掛けを行っているところであるが、所持許可の更新申請の失念による失効を未然に防止することは適正かつ効率的な銃砲行政に資するものであることから、下記の事項に留意の上、引き続き、一斉検査の機会等を活用した猟銃等所持許可者による更新申請の失念による失効を防止するための取組を実施されたい。

## 記

### 1 趣旨

銃砲は、殺傷用具としての機能を有し、犯罪等に用いられる危険性があることから、一般的に所持が禁止されているものであり、社会生活上有用なものに限り、公共安全を脅かすおそれがない者に、都道府県公安委員会が許可することにより、その所持が認められているものである。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)が規定する猟銃等の所持の許可の更新は、その更新を受けようとする者及び猟銃等が許可の基準に適合している状態を維持しているかを審査し、その結果、許可の基準に適合していると認めるときは、許可の更新をしなければならないとされているものである。

許可の更新を受けようとする者は、更新申請期間(当該許可の有効期間が満了する日の2月前から1月前までの間)に更新申請を行い(ただし、災害、病気その他のやむを得ない理由のため、猟銃等所持許可更新申請書を更新申請期間に提出できない者は、その理由を明らかにした書類を添えて、当該許可の有効期間が満了する日の前日までに提出することができる。)、許可の更新を受ける必要があり、許可の更新がなされない場合は、許可の期間の満了により所持許可は失効することから、今般、適正かつ効率的な銃砲行政を推進するため、更新申請の失念による猟銃等所持許可の失効を防止するための措置を講ずることとするものである。

## 2 留意事項

### (1) 一斉検査の際の注意喚起等

一斉検査の日から1年以内に所持許可の有効期間が満了する者に対しては、一斉検査の際に更新時期が近いことを注意喚起するなど、失念により所持許可を失効してしまうことのないよう更なる働き掛けを行うこと。

### (2) 失念防止に向けた広報

ウェブサイトの活用などを通じて、猟銃等所持許可更新申請の失念防止を呼び掛けるなど広報の実施に努めること。

### (3) 関係団体等との連携

猟友会等の関係団体と連携し、更新時期が近づいた猟銃等所持許可者に対する更新申請の失念防止の働き掛けに努めること。